

大分県地域防災計画の修正(案)について

最近の地域防災計画の修正の概要

変更年月日	修正の背景等	主な修正内容
H25.6.5	<ul style="list-style-type: none"> ○九州北部豪雨災害(H24.7)の検証 ○東日本大震災、原子力規制委員会の発足(H24.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報サイレン音の統一、風水害による避難におけるサイレン音の使用の徹底 ・地域の防災体制の強化(各振興局単位に地域の関係機関の連携強化を図るため、「防災対策推進ブロック協議会」を設置) ・原子力災害対策の強化(従来の事業所等における事故の想定に加え、新たに「原子力災害対策」を項目として盛り込み、緊急時の情報連絡、モニタリング体制を充実)
H26.6.9	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策基本法の改正(H25.6)(南海トラフ地震対策特別措置法の施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域津波避難行動の策定の推進 ・地震・津波アクションプラン(26.3策定)に基づく防災・減災対策の推進 ・大規模災害時の迅速な応急対策(広域防災拠点構想、支援ヘリコプターの効率的・安全な運航、複合災害時における災害対策)
H28.1.6	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策基本法の改正(H26.11)(道路管理者による放置車両等の移動) ○県の防災・減災対策の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の防災・減災対策に係る各種計画等の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域防災拠点基本計画(必要となる設備等の計画的整備) ➢ ヘリ安全運航確保計画(関係機関への情報提供及び安全運航の協力依頼) ➢ 広域火葬計画(県内市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定及び協力依頼) ➢ 原子力災害対策実施要領の改定(市町村と連絡した立地県からの避難者受入)
H28.7.21	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災局の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災局の新設等の組織改正に伴い、大分県災害対策本部規程の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合調整室庶務班を廃止し、防災局長の下に「総務班」を設置 ➢ 広報班の名称を変更し、「広報・情報発信班」に改名
H29.6.9	<ul style="list-style-type: none"> ○熊本地震の検証結果の反映 ○防災基本計画等の修正(平成27年7月以降) ○県の防災関連施策等の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した外国人のための「大分県災害時多言語情報センター」の設置 ・避難行動要支援者名簿の事前提供や個別計画作成の取組推進 ・九州各県や市町村が保有する施設の相互利用及び県内外の民間倉庫等の利用検討 ・「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更 ・活動火山対策特別措置法の改正に伴う情報収集・伝達方法の整備や市町村における避難場所、避難所、避難経路の指定、整備等 ・大分県長期道路整備計画、大分県災害廃棄物処理計画の策定

平成30年度大分県地域防災計画の修正について

【概要】

(1)九州北部豪雨災害、台風第18号災害等を踏まえた 防災・減災対策の強化

- ①自主防災組織など自助・共助の取組の促進
自主防災組織等による避難訓練の実施の支援
- ②孤立した集落への通信手段の確保
県及び市町村等が保有する衛星電話の活用
- ③流木などの災害廃棄物の迅速な処理
「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る
相互支援協定」の締結(H29年11月)



(2)県防災関連施策等を踏まえた見直し

【九州北部豪雨災害 日田市小野地区】

- ①受援力強化のため災害対策本部に「受援・市町村支援室」の新設
- ②関係機関との情報共有の強化（次期防災GISの導入）
- ③県組織の再編

主な修正項目

(1) 平成29年九州北部豪雨災害、台風第18号災害等を踏まえた防災・減災対策の強化

【現状・課題】

① 自主防災組織
など自助・共
助の取組の促
進

【修正文案】

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対し、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までを支援して、自助・共助の取組を促進する。（新規）

（風水害等対策編第2部第3章第1節 自主防災組織 ほか）

② 孤立した集落
への通信手段
の確保

道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用する。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。

（修正）

（風水害等対策編第3部第2章第3節 通信連絡手段の確保 ほか）

③ 流木などの災
害廃棄物の迅
速な処理

県は、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請する。

（新規）（風水害等対策編第3部第4章第8節 廃棄物処理 ほか）

主な修正項目

(2) 県防災関連施策等を踏まえた見直し

【現状・課題】

①受援力強化のため災害対策本部に「受援・市町村支援室」新設

【修正文案】

広域受援に関する情報を一元化に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。（新規）

～受援・市町村支援室の主な処理事務～

- ・ 県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握
- ・ 他の都道府県からの応援職員の受入れ 等

（地震・津波対策編第3部第2章第1節 組織 ほか）

②関係機関との情報共有の強化（次期防災GISの導入）

災害時における被害情報の収集や関係機関との情報共有の迅速化・効率化等を目指して「大分県災害対応総合支援システム」を構築し、2019年度運用開始を目指す。（新規）

（地震・津波対策編第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 ほか）

③県組織の再編

防災対策企画課、危機管理室に再編等（30年4月1日）